

大分県湧く沸くDXおおいたロゴの使用規程

(目的)

第1条 この要領は湧く沸くDXおおいたロゴ（以下、ロゴ）を適正に使用するため、県以外のものからの使用承認について、以下のとおり定める。

(承認基準)

第2条 ロゴの承認基準は概ね次のとおりとする。

1 承認する場合

- ①国・県・市町村・公益法人等の公共的団体が公共的な目的のために使用する場合。
- ②公共的団体による使用ではないが、使用目的が公共的性格を有する場合。
- ③公共的団体による使用ではないが、ホームページやSNSなどで湧く沸くDXおおいたの事業や事業への参画（DX宣言事業者及びパートナー事業者）を紹介（説明）するために使用する場合。なお、誤解を招かないように本事業及び申請する者の種別（DX宣言事業者、コンサルティングパートナーもしくはソリューションパートナー）を明記すること。
- ④ その他、使用が適正であると認められる場合。

2 承認しない場合

- ①大分県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- ②ロゴマーク等を正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- ③法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- ④特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- ⑤ その他DX推進課長が不適當と認めたとき。

(使用届)

第3条 県以外のものがロゴを使用しようとする場合は、あらかじめ使用申請書に必要な書類を添付して、DX推進課長に提出し、大分県知事の承認を受けなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年8月1日から施行する。